

令 03 原機（科研）017
令和 3 年 12 月 1 日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設
(NSRR 原子炉施設)に係る定期事業者検査の開始報告について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設 NSRR 原子炉施設について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく定期事業者検査を開始しますので、同法第 29 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名称 原子力科学研究所
所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 NSRR 原子炉施設
検査の方法 別添 1 「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり
検査の期日 令和 4 年 1 月 4 日～令和 4 年 8 月 19 日

4. 予定の概要

別添 1 「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

- 定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期
別添1「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。
- 定期事業者検査期間中に実施する工事
定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。
- 前回の定期事業者検査からの変更点
該当なし。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

- 試験研究用等原子炉施設の施設管理目標
別添2「令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標設定票」のとおり。
- 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標
別添3「令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標設定票（施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標）」のとおり。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期及び期間
令和4年1月4日から次の定期事業者検査を開始する日の前の日まで。
- ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期
I-T型大気圧水カプセルの製作（時期：令和3年9月～令和4年3月）
なお、本工事は修理及び改造を伴わないものであり、原子炉の運転及び定期事業者検査の工程に直接影響しない。
- ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
別添1「NSRR 原子炉施設の定期事業者検査の計画」及び別添4「NSRR 原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添 5「NSRR 原子炉施設施設管理実施計画」の第 6 条のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関する事（一定の期間を含む。）
「一定の期間」として「十二月」を設定し、その期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかは、これまでの点検等の結果に基づき判定する。
5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
別添 4「NSRR 原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」の一部の設備について保全方式の変更を行った。
なお、本変更は定期事業者検査対象となる設備機器の保全方式の見直しに伴うものであり、定期事業者検査の対象設備及び検査項目の変更を伴うものではない。
6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
該当なし。
7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項
 - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
該当なし。
 - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし。
 - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
該当なし。

NSRR原子炉施設の定期事業者検査の計画

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第6条（地震による損傷の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	試験研究用等原子炉施設	制御棟 燃料棟 照射物管理棟 照射物管理棟排風機室 機械棟	建家の外観検査	令和4年7月
第8条（外部からの衝撃による損傷の防止）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	原子炉建家 避雷設備 排気筒 避雷設備	避雷設備の性能検査	令和4年7月
	—	竜巻飛来物の管理 草木の管理 除灰用資機材の管理	保安記録確認	令和4年7月
第10条（試験研究用等 原子炉施設の機能）	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	単一パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	台形パルス運転検査	令和4年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	合成パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒自動挿入回路 制御棒 制御棒駆動機構 定出力自動運転制御系	制御用インターロック回路の確認検査	令和4年7月
第11条（機能の確認 等）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和4年7月
		原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	原子炉停止回路	原子炉停止回路設定値確認検査	令和4年7月
		制御棒	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和4年7月
		実験孔	実験孔の外観検査	令和4年7月
照射カプセル		保安記録確認	令和4年7月	
第12条（材料及び構造）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和4年7月
		原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料貯留プール	燃料貯留プール漏えい検査	令和4年7月
	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第15条（放射性物質による汚染の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	試験研究用等原子炉施設	制御棟 燃料棟 照射物管理棟 機械棟	建家の外観検査	令和4年7月
第16条（遮蔽等）	原子炉本体	原子炉プール	線量当量率の測定検査	令和4年8月
	原子炉格納施設	原子炉建家		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	上部遮蔽ブラグ 下部遮蔽ブラグ 鉛遮蔽体 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔 の遮蔽体		
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	カプセル装荷装置（A型） カプセル装荷装置（B型）	カプセル装荷装置（A型）の外観検査 カプセル装荷装置（B型）の外観検査	令和4年7月
第17条（換気設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統 セミホットケープ排気系統 制御棟排気系統 燃料棟排気系統 機械棟排気系統 照射物管理棟排気系統	気体廃棄設備の風量確認検査	令和4年7月
			保安記録確認	令和4年7月
第19条（溢水による損傷の防止）	原子炉格納施設	原子炉建家	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	ドレンタンク室		
		水処理室	建家の外観検査	令和4年7月
		燃料棟サンプポンプ	燃料棟サンプポンプの作動検査	令和4年7月
		制御棟サンプポンプ	制御棟サンプポンプの作動検査	令和4年7月
		原子炉プールオーバーフローライン 燃料貯留プールオーバーフローライン 床ドレン	保安記録確認	令和4年7月
		燃料棟サンプピット、サンプポンプ	保安記録確認	令和4年7月
	制御棟サンプピット、サンプポンプ	保安記録確認	令和4年7月	
第20条（安全避難通路等）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	誘導灯	誘導灯の性能検査	令和4年7月
		避難用照明	避難用照明の性能検査	令和4年7月
		安全避難通路 誘導標識 可搬型照明 懐中電灯	保安記録確認	令和4年7月
第21条（安全設備）	計測制御系統施設	漏電ブレーカー	制御棒駆動機構の確認検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場所 機械棟排風機室廃棄物保管場所	保安記録確認	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	照射カプセル 感知器 受信機 消火栓 消火器	保安記録確認	令和4年7月
第22条（炉心等）	原子炉本体	炉心支持構造体	炉心支持構造体の外観検査	令和4年7月
		燃料要素 計装燃料	燃料要素外観検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	制御棒（安全棒、調整棒）	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第24条（一次冷却材）	原子炉冷却系統施設	一次冷却材	定出力運転検査	令和4年8月
第25条（核燃料物質取扱設備）	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	キャスク	キャスク外観検査	令和4年7月
		燃料取扱器具	保安記録確認	令和4年7月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
第26条（核燃料物質貯蔵設備）	原子炉本体	原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	燃料貯蔵棚、貯蔵箱 原子炉プール内貯蔵ラック 燃料貯留プール内貯蔵ラック	未臨界性確認検査 貯蔵能力確認検査	令和4年7月
		燃料貯留プール	燃料貯留プール漏えい検査	令和4年7月
		計測制御系統施設	警報回路 原子炉プール水位系	警報回路設定値確認検査
	燃料貯留プール水位系		燃料貯留プール水位系の作動検査	令和4年7月
	燃料貯留プール液面計		保安記録確認	令和4年7月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
原子炉格納施設	原子炉建家（原子炉プール及び燃料貯留プール）	原子炉建家の外観検査	令和4年7月	
第28条（冷却設備等）	原子炉冷却系統施設	プール水精製系	プール水精製設備浄化能力確認検査	令和4年7月
	計測制御系統施設	警報回路 原子炉プール水位系	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
第29条（液位の保持等）	原子炉本体	原子炉プール	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
	原子炉冷却系統施設	サイフォンブレイク孔（一次冷却設備、プール水精製系）	保安記録確認	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の附属施設	サブパイル室	サブパイル室の外観検査	令和4年7月
第30条（計測設備）	計測制御系統施設	核計装 原子炉プール水温系 原子炉プール液面計 燃料温度系	原子炉停止回路設定値確認検査（検査前条件で点検校正を確認）	令和4年7月
		制御棒位置指示計	反応度抑制効果確認検査（検査前条件で点検校正を確認）	令和4年7月
		pH計 導電率計	プール水精製設備浄化能力確認検査（検査前条件で点検校正を確認）	令和4年7月
		燃料破損検出器	保安記録確認	令和4年7月
	放射線管理施設	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	排気モニタの警報検査	令和4年7月
その他試験研究用等原子炉の附属施設	ディーゼル発電機 蓄電池	非常用電源設備の作動検査	令和4年7月	
第31条（放射線管理施設）	放射線管理施設	排気ガスモニタ 排気ダストモニタ	排気モニタの警報検査	令和4年7月
		放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
		室内モニタ	室内ダストモニタの警報検査	令和4年7月
第32条（安全保護回路）	計測制御系統施設	原子炉停止回路 核計装 燃料温度系 原子炉プール水位系 地震検出計 原子炉プール液面計 原子炉プール水温系	原子炉停止回路設定値確認検査	令和4年7月
		原子炉保護用インターロック回路	原子炉保護用インターロック回路の確認検査	令和4年7月

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第33条（反応度制御系統及び原子炉停止系統）	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	反応度抑制効果確認検査	令和4年7月
		原子炉制御設備（制御棒）	過剰反応度検査	令和4年7月
		制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系 定出力自動運転制御系	制御棒駆動機構の確認検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	圧縮空気設備（10k系空気圧縮機）		
	計測制御系統施設	制御棒	原子炉停止余裕検査	令和4年7月
		制御棒	落下時間測定検査	令和4年7月
		制御棒自動挿入回路	制御用インターロック回路の確認検査	令和4年7月
		制御棒 制御棒駆動機構 定出力自動運転制御系	定出力運転検査	令和4年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構	単一パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素		
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系	台形パルス運転検査	令和4年8月
	原子炉本体	燃料要素	合成パルス運転検査	令和4年8月
	計測制御系統施設	制御棒 制御棒駆動機構 パルス自動運転制御系		
計測制御系統施設	制御棒駆動機構	保安記録確認	令和4年7月	
第34条（原子炉制御室等）	計測制御系統施設	警報回路	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
		制御用インターロック回路	制御用インターロック回路の確認検査	令和4年7月
		安全スイッチ	原子炉停止回路設定値確認検査	令和4年7月
第35条（廃棄物処理設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統 セミホットケープ排気系統 燃料棟排気系統 制御棟排気系統 機械棟排気系統 照射物管理棟排気系統	気体廃棄設備の風量確認検査	令和4年7月
			気体廃棄設備の捕集効率確認検査	令和4年7月
			保安記録確認	令和4年7月
		ドレンタンク室	原子炉建家の外観検査	令和4年7月
		水処理室	建家の外観検査	令和4年7月
		ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		廃液処理室サンピット、廃液処理室サンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		制御棟サンピット、ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		燃料棟サンピット、ポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		ブルドレンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
		ドレンタンク室サンブ、ドレンタンク室サンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月
サブパイル室サンブ、サブパイル室サンポンプ、配管、弁	保安記録確認	令和4年7月		

法令技術基準	施設区分	設備区分	検査項目	定期事業者検査 予定時期
第36条（保管廃棄設備）	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家廃棄物保管場所 照射物管理棟廃棄物保管場所 機械棟排風機室廃棄物保管場所	保安記録確認	令和4年7月
第37条（原子炉格納施設）	原子炉格納施設	原子炉建家 トラックドア パーソナルドア 緊急脱出口	負圧の確認検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	原子炉建家排気系統		
第38条（実験設備等）	計測制御系統施設	警報回路	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ホールドダウン機構 カプセル掴み装置		令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	実験孔	原子炉プール漏えい検査	令和4年7月
		ページング式インターホン装置	ページング式インターホン装置の性能検査	令和4年7月
		上部遮蔽ブラグ 下部遮蔽ブラグ 鉛遮蔽体 中性子ラジオグラフィ室に通じる貫通孔 の遮蔽体	線量当量率の測定検査	令和4年8月
		カプセル装荷装置（A型） カプセル装荷装置（B型）	カプセル装荷装置（A型）の外観検査 カプセル装荷装置（B型）の外観検査	令和4年7月
		照射カプセル	保安記録確認	令和4年7月
第40条（保安電源設備）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ディーゼル発電機 蓄電池	非常用電源設備の作動検査	令和4年7月
第41条（警報装置）	計測制御系統施設	警報回路 核計装 燃料温度系 原子炉プール水位系 原子炉プール水温系	警報回路設定値確認検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	廃液タンク		令和4年7月
	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ホールドダウン機構 カプセル掴み装置		令和4年7月
	放射線管理施設	放射線エリアモニタ	放射線エリアモニタの警報検査	令和4年7月
		排気ガスモニタ 排気ガスモニタ	排気モニタの警報検査	令和4年7月
	放射性廃棄物の廃棄施設	ドレンタンクの漏えい検知器	ドレンタンクの漏えい検知器の作動検査	令和4年7月
廃液タンクの漏えい検知器		廃液タンクの漏えい検知器の作動検査	令和4年7月	
第42条（通信連絡設備等）	その他試験研究用等原子炉の 附属施設	ページング式インターホン装置	ページング式インターホン装置の性能検査	令和4年7月
		携帯電話 固定電話	施設間通信連絡設備の性能検査	令和4年7月

令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標 (設定・達成状況) 票				所長 (承認)	研究炉加速器技 術部長 (作成)	放射線管理部長 (作成)	工務技術部長 (作成)
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標				R3/4/28	R3/4/27	R3/4/27	R3/4/27
施設管理方針	施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価 ^{※1}			
(1) 安全確保を最優先とする。	施設管理を行ううえで重要な設備・機器について、適切な管理指標を定め管理する。	実施頻度 (評価)	施設管理実施計画の期間に1回以上	達成状況及びその評価 ^{※1}			
	保全活動を行う者の力量管理を確実に行う。	実施頻度 (教育) 実施頻度 (再評価)	年1回以上 年1回以上				
	保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備・機器等の不具合又はその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。	実施頻度	検査、点検、巡視の都度				
	CAP 活動を行い、自施設及び他施設で発生する不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 処置率 ^{※2}	原則週1回 100%				
(2) 法令及びルール (自ら決めたことや社 会との約束) を守る。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を実施に実施する。	達成度	100%				
(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り 組む。	施設管理に関する情報を関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上				
(4) 保安業務 (運転管理、施設管理等) の 品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。	施設管理実施状況をレビューし、保全活動の継続的な改善を確実に行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間又は年1回以上				

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分に考慮した上で具体的に定めること。
 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※1: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。
 ※2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済とみなすことができる。

令和3年度 NSRR 原子炉施設の施設管理目標 (設定・達成状況) 票 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標)											
研究炉加速器 技術部長 (承認)	原子炉主任 技術者 (同意)	工務技術 部長 (確認)	放射線管理 部長 (確認)	NSRR 管理 課長 (作成)	工務第1 課長 (作成)	放射線管理 第2課長 (作成)					
R3/5/16	R3/4/28	R3/8/27	R3/4/27	R3/4/26	R3/4/26	R3/4/27					
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標 (施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標)							R3/5/16	R3/4/28	R3/8/27	R3/4/26	R3/4/27

施設名	対象となる系統		機能	目標値 (確認頻度)	達成状況及びその評価※
	設備等	機器等			
本体施設	原子炉制御設備	制御棒	原子炉の緊急停止及び 未臨界維持	運転中における制御棒の挿入不全 :1回未満 (半期毎)	
特定施設	非常用電源設備	蓄電池(無停電電源装置)	商用電源喪失時におけ る電源供給	原子炉運転中において外部電源の供給 が停止した場合における蓄電池(無停電 電源装置)の故障回数 :1回未満 (半期毎)	
放射線管理施設	排気筒モニタリング設備	排気ダストモニタ 排気ガスモニタ	監視	通常の監視状態からの逸脱回数(代替機 器への交換ができない場合に限る。) :1回/四半期以下かつ2回/年以下 (四半期毎)	

注) 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※: 達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
研究炉 加速器 技術部長	原子炉 主任 技術者	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	NSRR 管理 課長	工務第1 課長	放射線 管理第2 課長
R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25	R3/11/25

NSRR原子炉施設

(検査要否整理表、設備保全整理表)

令和3年11月

原子力科学研究所
研究炉加速器技術部 NSRR管理課
工務技術部 工務第1課
放射線管理部 放射線管理第2課

検査要否整理表 (NSRR原子炉施設)

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認、知見考慮、一様当なし)		対象設備
			ガイドの例 (水冷却)	自施設評価	
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五節 試験研究用等原子炉施設(船舶)に設置するものを除く。第六節、第七節及び第八節第一項において同じ。は、試験研究用等原子炉施設(船舶)に設置するもの地盤力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。	○	知見考慮	原子炉建家 ・燃料採 ・制御棟 ・機材棟 ・照射物管理棟 ・排気筒
			○	知見考慮	
6	地震による損傷の防止	第六節 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力(試験研究用等原子炉施設に規定する地震力)より算定する地震力をいう。)による損傷により公衆に放射線曝露を及ぼすことがないものでなければならぬ。	○	同時確認 知見考慮	耐震クラス、Cクラスの建家、設備機器
			△	同時確認	
7	津波による損傷の防止	第七節 試験研究用等原子炉施設は、その使用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験研究用等原子炉施設に規定する津波をいう。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。	△	知見考慮	なし
			▲	同時確認	
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八節 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	▲	同時確認	なし
			●	同時確認 保安記録確認	
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九節 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	▲	同時確認	なし
			●	同時確認	

技術基準	技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一該当なし)	実施段階	対象設備
	条	項目			
10	試験研究用等 原子炉施設の 機能	第十條 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならぬ。	ガイドの項 (水冷却)	○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。
			○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)に係る検査と同様に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構
			○ 同時確認	【単一ハルス運転検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)と同様に行う。)	・制御棒 ・燃料要素
			○ 同時確認	【台形ハルス運転検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)と同様に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・ハルス自動運転制御系
			○ 同時確認	【合成ハルス運転検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)と同様に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・燃料要素 ・ハルス自動運転制御系
			○ 同時確認	【制御用インターロック回路の確認検査】(第33条(反応度制御システム及び原子炉停止系統)、第34条(原子炉制御室等)と同様に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
			○ 同時確認	【定出力運転検査】(第24条(一次冷却材)、第33条(反応度制御システム)及び原子炉停止系統)と同様に行う。)	・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・定出力自動運転制御系
			○ 同時確認	・船舶用原子炉施設ではない。	なし
			○ 同時確認	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で、試験又は検査ができるよう設計考慮(設備の多重化、系統隔離等)されていることを確認する。	<クラス2の機器>
			11	機能の確認等	第十一條 試験研究用等原子炉施設は、原子炉運転時その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならぬ。
○ 同時確認	【原子炉プール漏えい検査】(第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同様に行う。)	・原子炉プール			
○ 同時確認	【原子炉停止回路設備確認検査】(第30条(計測設備)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同様に行う。)	・原子炉停止回路			
○ 同時確認	【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)、第33条(反応度制御システム)及び原子炉停止系統)に係る検査と同様に行う。)	・制御棒			
○ 同時確認	【サブハイル室の外観検査】(第12条(材料及び構造等)、第29条(液位の保持等)と同様に行う。)	・サブハイル室			
●	【実験孔の外観検査】	・実験孔			
○	・照射カプセルについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認するため、定期事業者検査は不要である。 ・機能維持に定める保守を保安規定に定めて実施する。	・照射カプセル			

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一該当なし)	自施設評価師 (水検印)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
12 材料及び構造等	技術基準 項目	<p>第十二条 試験研究用原子炉施設に属する機器、管、弁及びポンプ並びにこれらをサポートする構造物並びに炉心支持構造体のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによりならなければならない。この場合において、第一号(容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八條第二項に規定する使用材料事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。</p> <p>二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属層部及び溶接線部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないもの。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込みや溶込み不真その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>二 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものであり、溶接したものであること。</p>	●	○	<p>設備ごとに竣工検査及び使用前事業者検査で確認する。</p> <p>【炉心支持構造体の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)と同時に確認する。)</p> <p>【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に進行。)</p> <p>【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)</p> <p>【原子炉建家の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>【サブパイル蓋の外観検査】(第11条(機能の確認等)、第29条(液位の保持等)と同時に進行。)</p> <p>液体廃棄設備の外観(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>ドレンタンクの外観、ドレンタンク移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>放射性物質移送配管の外観(ドレンタンク水移送ポンプの配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>使用前事業者検査(溶接検査)で確認するため、定期事業者検査は不要である。</p> <p>設備ごとに使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。</p> <p>【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に進行。)</p> <p>【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)</p> <p>設備ごとに竣工検査及び使用前事業者検査で確認する。</p> <p>【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に確認する。)</p> <p>【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に確認する。)</p> <p>液体廃棄設備の外観(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>放射性物質移送配管の外観(ドレンタンク水移送ポンプの配管、弁)については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に進行。)</p> <p>使用前事業者検査(溶接検査)で確認するため、定期事業者検査は不要である。</p>	<p>炉心支持構造体</p> <p>原子炉プール</p> <p>燃料貯留プール</p> <p>原子炉建家</p> <p>サブパイル蓋</p> <p>廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁</p> <p>ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁</p> <p>原子炉プール</p> <p>燃料貯留プール</p> <p>原子炉プール</p> <p>燃料貯留プール</p> <p>廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁</p> <p>ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁</p>

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの別 (水冷炉)	実施段階		
13	安全弁等	2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならぬ。	▲	○	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に行う。)	・原子炉プール
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受け、その材料が著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならぬ。	▲	○	【燃料貯留プール漏えい検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う。)	・燃料貯留プール
		第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過渡の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逆がし弁、破断板又は真空破断板(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要箇所において設置されなければならない。	▲	○	【液体廃棄設備の外観検査(廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁)に ついては保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十二条、第五十九条及び第七十二条において準用する場合を含む。)(に規定するものを除く。)へ放射性物質を含む流体を導く管には、逆止め弁が設けられていない場合は、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	○	・ドレンタンクの外観、ドレンタンク水移送ポンプの作動については保安記録確認として実施する。(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁
		第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るよう設置されたものでなければならない。	▲	○	・中性子照射により材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	なし
15	放射性物質による汚染の防止	2 試験研究用等原子炉施設は、逆がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るよう設置されたものでなければならない。	△	○	・該当する施設ではないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場の外に排水を排出する排水路(溝水に係るものを除く。以下この項において同じ。)の上、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(放射性物質の漏えいがあるおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合は、当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測している場合は、この限りでない。	△	○	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	△	○	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		【原子炉建屋の外観検査】(第6条(拘束による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第19条(溢水による損傷の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	○	○	・原子炉建屋	・原子炉建屋
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスキャッターガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	○	○	【建屋の外観検査】(燃料槽、照射物管理棟、制御棟、機械棟)(第6条(地盤による損傷の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)	・燃料槽 ・照射物管理棟 ・制御棟 ・機械棟
		【物質当量率の測定検査】(第38条(実験設備等)と同時に行う。)	○	○	・原子炉プール ・実験孔設備(上部遮蔽ブラグ、下部遮蔽ブラグ、鉛遮蔽体) ・中性子ラジオグラフィ室に通じる円筒孔の遮蔽体 ・原子炉建屋 ・乾水	

技術基準 条	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、 ○△同時確認・知見考慮、 ○△同時確認・知見考慮、 一致当なし)		対象設備
			ガイドの例 (水冷却)	実施設備	
17	換気設備	2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉プール 実験炉設備(上部遮蔽ブラグ、下部遮蔽ブラグ、液体) 中性子ラジオグラフィ室に通じる風通孔の遮蔽体 軽水 カプセル装荷装置(A型、B型)
		二 開口部又は配管その他の風通孔がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 実験炉設備(上部遮蔽ブラグ、下部遮蔽ブラグ) 中性子ラジオグラフィ室に通じる風通孔の遮蔽体 カプセル装荷装置(A型、B型)
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○	知見考慮	<ul style="list-style-type: none"> 軽水 原子炉プール 実験炉設備(上部遮蔽ブラグ、下部遮蔽ブラグ、液体) カプセル装荷装置(A型、B型) 中性子ラジオグラフィ室に通じる風通孔の遮蔽体
17	換気設備	第十七条 核燃料研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋排気系統(排風機) セミホットケープ排気系統(排風機) 制御棟排気系統(排風機) 燃料棟排気系統(排風機) 機務棟排気系統(排風機) 燃料物管理棟排気系統(排風機)
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋排気系統 セミホットケープ排気系統 制御棟排気系統 燃料棟排気系統 機務棟排気系統 燃料物管理棟排気系統
		三 換気設備の風量確認検査【(第35条(廃棄物処理設備)と同時に行う。)】	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋排気系統(排風機) セミホットケープ排気系統(排風機) 制御棟排気系統(排風機) 燃料棟排気系統(排風機) 機務棟排気系統(排風機) 燃料物管理棟排気系統(排風機)

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 一該当なし)	ガイドの例 (水冷却)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・規模	対象設備		
19	漏水による損傷の防止	三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○	同時確認	ろ過装置の取替えが容易なことについては、該工器検査及び使用前事業者検査で確認する。 ろ過装置の取替えが容易な構造については、変化することがないため、定期事業者検査は不要である。	・原子炉建屋排気系統(空気が浄化装置) ・セメントケーブ非気系統(空気が浄化装置) ・制御棟排気系統(空気が浄化装置) ・燃料棟排気系統(空気が浄化装置) ・機械棟排気系統(空気が浄化装置) ・照射物管理棟排気系統(空気が浄化装置)		
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	○	同時確認	・該工器検査及び使用前事業者検査で確認する。 ・吸気口の位置は変化しないことから、定期事業者検査は不要である。	・原子炉建屋排気系統 ・制御棟排気系統 ・燃料棟排気系統 ・機械棟排気系統 ・照射物管理棟排気系統 ・原子炉停止回路 ・制御棟移動機構		
		第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における漏水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられるものでなければならない。 2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	同時確認	【原子炉建屋の外観検査】(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第35条(廃棄物処理設備)と同時にを行う。) 【建屋の外観検査】(機械棟(水処理室の扉)) (第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第35条(廃棄物処理設備)と同時にを行う。)	・原子炉建屋地下(ドレンタンクを含む)、原子炉建屋1階(バーナナルドア及びトラップドア)の検査) ・水処理室の扉		
20	安全避難通路等	第二十條 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていないなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	保安記録確認	保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認 保安記録確認	・原子炉プールオーバーフローライン ・燃料貯留プールオーバーフローライン ・燃料貯留プールオーバーフローライン ・床ドレン(竣工記録対象のみ) ・燃料棟サンポンプ ・制御棟サンポンプ ・燃料棟サンポンピット及びサンポンプ ・制御棟サンポンピット及びサンポンプ ・誘導灯 ・安全避難通路 ・誘導標識 ・避難用照明		
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	保安記録確認	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	・誘導灯 ・安全避難通路 ・誘導標識 ・避難用照明	
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	●	保安記録確認	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	・可搬型照明 ・懐中電灯	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	
					●	保安記録確認	保安記録確認として実施する。	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認、知見考慮、 △同時確認、知見考慮、 一致当なし)		実施段階 (水冷却)	対象設備	
			方々の別 (水冷却)	自施設評価			
21 安全設備	条	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。 二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験研究用基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉機械網装置その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。 三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	○ 知見考慮	—	—	なし	
		第二十二条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
		第二十三条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
		第二十四条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
		第二十五条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
		第二十六条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
		第二十七条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
		第二十八条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし
22 炉心等	条	第二十九条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	
		第三十条 燃料要素、減速材及び反射材並びに炉心支持構造体の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 知見考慮	—	—	なし	なし

技術基準 項目	技術基準の要求事項	定規事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一該当なし)	自施設評価 ガイドの別 (水添担)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認事項に代える場合の内容・根拠	対象設備
23	2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならぬ。	●	同時確認	【燃料要素外観検査】 ・燃料要素 ・計装燃料 ・炉心支持構造体	・燃料要素 ・計装燃料 ・炉心支持構造体 ・制御棒(安全棒、調整棒)
	3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されなければならない。	▲	同時確認	同時確認	
24	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げる箇所により熱遮蔽材が設けられていないこと。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。 二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	▲	同時確認	・設置許可審査、竣工認可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・中性照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	・燃料要素 ・計装燃料 ・炉心支持構造体 ・制御棒(安全棒、調整棒) なし
	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	同時確認	【定出力運転試験】(第10条(試験研究用等原子炉施設の使用)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統)と同時に進行。)	
25	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げる箇所により設置されなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	保安記録確認	【キャスク外観検査】 ・燃料取扱器具の使用前の点検については、保安記録確認として実施する。	・キャスク ・燃料取扱器具
	三 燃料体等の前遮蔽を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	▲	同時確認	【キャスク外観検査】 ・燃料取扱器具は臨界に達するおそれがない量(1本ずつ)でしか取り扱えない構造であることを竣工認可審査及び使用前事業者検査で確認している。	
25	四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。	●	同時確認	・前遮蔽により燃料体等が溶融するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	なし
	五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	同時確認	【キャスク外観検査】 ・キャスク ・燃料取扱器具 を製造許可審査で確認している。	
25	六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面からメートルの距離における質量当量率(質量当量率)の測定値が定められた値を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	●	同時確認	【キャスク外観検査】 ・設置許可審査、竣工認可審査及び使用前事業者検査で確認する。 【キャスク外観検査】	・キャスク
	七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止すること。	▲	同時確認	・燃料体等を取り扱うための動力は必要ないため、定期事業者検査は不要である。	
25	八 次に掲げる箇所により燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	同時確認	【放射線エリアモニタの要請検査】(第28条(核燃料物質貯蔵設備)、第31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に進行。)	なし
	ロ 前遮蔽を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	同時確認	・前遮蔽は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	

技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一致当なし)	ガイドの別 (水冷却)	【未認証性確認検査】	【貯蔵能力確認検査】	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
核燃料物質貯 蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	●	●	●	【未認証性確認検査】	● 燃料貯蔵槽、貯蔵箱 ● 原子炉プール内貯蔵ラック ● 燃料貯留プール内貯蔵ラック ● (原子炉プール)*1 ● (燃料貯留プール)*2 ●*1 原子炉プール内貯蔵ラック ●*2 燃料貯留プール内貯蔵ラック ●*3 燃料貯留プール内貯蔵ラック
	二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	●	●	●	【貯蔵能力確認検査】	● 燃料貯蔵槽、貯蔵箱 ● 原子炉プール内貯蔵ラック ● 燃料貯留プール内貯蔵ラック ● (原子炉プール)*1 ● (燃料貯留プール)*2 ●*1 原子炉プール内貯蔵ラック ●*2 燃料貯留プール内貯蔵ラック ●*3 燃料貯留プール内貯蔵ラック
	三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し及び警報を発することができること。	●	○	○	○	同時確認	【放射線エリアモニタ 31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に行う。】 ● 放射線エリアモニタ ● (原子炉プール)* ● (燃料貯留プール)* ● (燃料貯蔵槽、貯蔵箱)* ● 放射線エリアモニタ ● なし
核燃料物質貯蔵設備	四 前掲を除去する機能の専任を確保する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができること。	▲	▲	▲	▲	● 前掲は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし
	二 使用済燃料その他の高放射線の燃料体貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 使用済燃料その他の高放射線の燃料体の破損が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	▲	▲	▲	● 燃料貯蔵管の材料及び貯蔵設備の構造上、腐食のおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	● 燃料貯蔵管 ● (原子炉プール)* ● (燃料貯留プール)* ● (燃料貯蔵槽、貯蔵箱)* ● (原子炉プール内貯蔵ラック)* ● (燃料貯留プール内貯蔵ラック)* ●*1 燃料貯蔵管 ●*2 燃料貯蔵管 ●*3 燃料貯蔵管 ●*4 燃料貯蔵管 ●*5 燃料貯蔵管 ●*6 燃料貯蔵管 ●*7 燃料貯蔵管 ●*8 燃料貯蔵管 ●*9 燃料貯蔵管 ●*10 燃料貯蔵管 ●*11 燃料貯蔵管 ●*12 燃料貯蔵管 ●*13 燃料貯蔵管 ●*14 燃料貯蔵管 ●*15 燃料貯蔵管 ●*16 燃料貯蔵管 ●*17 燃料貯蔵管 ●*18 燃料貯蔵管 ●*19 燃料貯蔵管 ●*20 燃料貯蔵管 ●*21 燃料貯蔵管 ●*22 燃料貯蔵管 ●*23 燃料貯蔵管 ●*24 燃料貯蔵管 ●*25 燃料貯蔵管 ●*26 燃料貯蔵管 ●*27 燃料貯蔵管 ●*28 燃料貯蔵管 ●*29 燃料貯蔵管 ●*30 燃料貯蔵管 ●*31 燃料貯蔵管 ●*32 燃料貯蔵管 ●*33 燃料貯蔵管 ●*34 燃料貯蔵管 ●*35 燃料貯蔵管 ●*36 燃料貯蔵管 ●*37 燃料貯蔵管 ●*38 燃料貯蔵管 ●*39 燃料貯蔵管 ●*40 燃料貯蔵管 ●*41 燃料貯蔵管 ●*42 燃料貯蔵管 ●*43 燃料貯蔵管 ●*44 燃料貯蔵管 ●*45 燃料貯蔵管 ●*46 燃料貯蔵管 ●*47 燃料貯蔵管 ●*48 燃料貯蔵管 ●*49 燃料貯蔵管 ●*50 燃料貯蔵管 ●*51 燃料貯蔵管 ●*52 燃料貯蔵管 ●*53 燃料貯蔵管 ●*54 燃料貯蔵管 ●*55 燃料貯蔵管 ●*56 燃料貯蔵管 ●*57 燃料貯蔵管 ●*58 燃料貯蔵管 ●*59 燃料貯蔵管 ●*60 燃料貯蔵管 ●*61 燃料貯蔵管 ●*62 燃料貯蔵管 ●*63 燃料貯蔵管 ●*64 燃料貯蔵管 ●*65 燃料貯蔵管 ●*66 燃料貯蔵管 ●*67 燃料貯蔵管 ●*68 燃料貯蔵管 ●*69 燃料貯蔵管 ●*70 燃料貯蔵管 ●*71 燃料貯蔵管 ●*72 燃料貯蔵管 ●*73 燃料貯蔵管 ●*74 燃料貯蔵管 ●*75 燃料貯蔵管 ●*76 燃料貯蔵管 ●*77 燃料貯蔵管 ●*78 燃料貯蔵管 ●*79 燃料貯蔵管 ●*80 燃料貯蔵管 ●*81 燃料貯蔵管 ●*82 燃料貯蔵管 ●*83 燃料貯蔵管 ●*84 燃料貯蔵管 ●*85 燃料貯蔵管 ●*86 燃料貯蔵管 ●*87 燃料貯蔵管 ●*88 燃料貯蔵管 ●*89 燃料貯蔵管 ●*90 燃料貯蔵管 ●*91 燃料貯蔵管 ●*92 燃料貯蔵管 ●*93 燃料貯蔵管 ●*94 燃料貯蔵管 ●*95 燃料貯蔵管 ●*96 燃料貯蔵管 ●*97 燃料貯蔵管 ●*98 燃料貯蔵管 ●*99 燃料貯蔵管 ●*100 燃料貯蔵管
	三 使用済燃料その他の高放射線の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	▲	▲	▲	▲	● 崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし

技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要 ▲場合による、 ○△同時確認 知見考慮、 一致当なし)	自動監視面 サイの別 (水冷却)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・規模	対象設備	
27	一次冷却材処理装置	四 使用済燃料その他の放射線の燃料体を液体中で貯蔵する場合、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	●	【原子炉プール漏えい検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第29条(液位の保持等)、第38条(実験設備等)と同時に進行。)。 【燃料貯留プール漏えい検査】(第12条(材料及び構造等)と同時に進行。)	原子炉プール 燃料貯留プール	
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	○	【報知回路設置確認検査(原子炉プール水位系)(第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)、第38条(実験設備等)及び第41条(警報装置)と同時に進行。)	・報知回路 ・原子炉プール水位系 ・(原子炉プール)* ・原子炉プール水位系で対応	
28	冷却設備等	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む)を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを安全に確保し得るよう設置しなければならない。	▲	【燃料貯留プール水位系の自動検査】	・燃料貯留プール水位系 ・燃料貯留プール液面計	
		第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合においては、この限りでない。	▲	なし	なし	
		一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	▲	なし	なし	
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の液位を自動的に調整する設備	▲	なし	なし	
		三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあっては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	▲	なし	なし	
		四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない程度以下に保つ設備	▲	○	同時確認	・プール水精製系
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	▲	なし	なし	なし
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	▲	なし	なし	なし
29	液位の保持等	七 前二号の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないよう設置されたものでなければならない。	▲	なし	なし	
		八 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないよう設置されたものでなければならない。	▲	なし	なし	
		三 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	▲	なし	なし	なし
		二十九条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあっては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	●	なし	なし	なし
		一 試験研究用等原子炉施設のうち、亞水維持設備を設けるものにおいては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の液面計水位を確保できるものでなければならない。	○	同時確認	同時確認	・サイフォンブレース孔(一次冷却設備、プール水精製系) ・サイパイル室
		二 試験研究用等原子炉施設のうち、亞水維持設備を設けるものにおいては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の液面計水位を確保できるものでなければならない。	○	同時確認	同時確認	なし
		三 試験研究用等原子炉施設のうち、亞水維持設備を設けるものにおいては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の液面計水位を確保できるものでなければならない。	○	同時確認	同時確認	なし
		四 試験研究用等原子炉施設のうち、亞水維持設備を設けるものにおいては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の液面計水位を確保できるものでなければならない。	○	同時確認	同時確認	なし

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認、初見考慮、 ガイドの例 一致当なし)		実施計画 (水冷却)	対象設備
			同時確認	同時確認		
30	計測設備	<p>第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。</p> <p>一 熱出力及び炉心における中性子束密度</p> <p>二 炉周期</p> <p>三 制御棒(固体の新御材をいう。以下同じ。)の位置</p> <p>四 一次冷却材に関する次の事項</p> <p>イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度</p> <p>ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位</p>	●	○	<p>【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)</p> <p>・核計装の点検校正について、検査前条件の中で確認する。</p>	・核計装
			●	○	<p>【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)</p> <p>・核計装の点検校正について、検査前条件の中で確認する。</p>	・核計装
			●	○	<p>【反応度抑制効力確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第33条(反応度制御系統及び原子炉停止系統))と同時に行う。)</p> <p>・制御棒位置指示計の校正について、検査前条件の中で確認する。</p>	・制御棒位置指示計
			●	○	<p>【プール水精製設備浄化能力確認検査】(第28条(冷却設備等)と同時に行う。)</p> <p>・pH計、導電率計</p>	・pH計 ・導電率計
31	放射線管理施設	<p>二 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状態を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたって監視し及び記録することができ、記録が設けられていなければならない。</p> <p>第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。</p> <p>一 放射性廃棄物の排出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度</p> <p>二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度</p> <p>三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度</p>	●	○	<p>【非常用電源設備の作動検査】(第40条(保安電源設備)と同時に行う。)</p> <p>【排気モニタの警報検査】(第31条(放射線管理施設)、第41条(警報装置)と同時に行う。)</p> <p>【排気モニタの警報検査】(第30条(計測設備)、第41条(警報装置)と同時に行う。)</p> <p>・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。</p>	<p>・排気ガスモニタ</p> <p>・排気ダストモニタ</p> <p>・予一ゼル発電機</p> <p>・蓄電池</p> <p>・排気ガスモニタ</p> <p>・排気ダストモニタ</p> <p>なし</p>
			●	○	<p>【放射線エリアモニタの警報検査】(第25条(放射性物質取扱設備)、第26条(放射性物質貯蔵設備)、第41条(警報装置)と同時に行う。)</p> <p>【室内ガスモニタの警報検査】</p>	・放射線エリアモニタ ・室内モニタ
			●	○	<p>【燃料破損検出器の点検校正については、保安記録確認として実施する。]</p> <p>【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)</p> <p>・原子炉プール水温系</p> <p>・原子炉プール液面計</p>	・燃料破損検出器 ・原子炉プール水温系 ・原子炉プール液面計
			●	○	<p>【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第32条(安全保護回路)、第34条(原子炉制御室等)と同時に行う。)</p> <p>・核計装</p> <p>・燃料温度系</p> <p>・原子炉プール液面計</p> <p>・核計装</p>	・燃料温度系 ・原子炉プール液面計 ・核計装

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 ○△同時確認) ガイドの別 (水冷却)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			自施設詳細	同時確認		
安全保護回路	条	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。 二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性がある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。 三 安全保護回路を構成する機械装置は、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。 四 安全保護回路を構成するチャネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進捗しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に不正アクセスさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。 八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	●	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】 * 送出力炉であり、多量の放射性物質の漏洩する事故の想定はないため、施設定期事業者検査は不要である。	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。) 【原子炉保護用インターロック回路の確認検査】	・原子炉停止回路 ・原子炉保護用インターロック回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。)	・原子炉停止回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。)	・原子炉停止回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。)	・原子炉停止回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。)	・原子炉停止回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。)	・原子炉停止回路	
		○	○	【原子炉停止回路設定確認検査】(第11条(機能の確認等)、第30条(計測設備)、第34条(原子炉制御室等)と同時に進行。)	・原子炉停止回路	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の可否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認、知見考慮、 一該当なし)	自施設評価 ガイドの例 (水冷却)	対象設備
技術基準	項目	第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないよう反応度を制御できるよう、次に掲げる箇所により反応度制御系統が設けられなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、セパンの温度変化、実験物(試験炉許容基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	【出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第24条(一次冷却材)と同時に進行。) 【台形パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【合成パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に進行。) 【単一パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【過剰反応度検査】
					【設備許可審査、竣工認審査及び使用前事業者検査で確認する。】 【制御棒駆動機構の確認検査】(第21条(安全設備)と同時に進行。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に進行。) 【燃料要素】
					【燃料要素】
					【原子炉制御設備(制御棒)】
反応度制御系統及び原子炉停止系統	項目	二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとする。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。 ロ 当該制御棒の反応度係数は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。	○ 同時確認	○ 同時確認	【設備許可審査、竣工認審査及び使用前事業者検査で確認する。】 【制御棒駆動機構の確認検査】(第21条(安全設備)と同時に進行。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に進行。) 【燃料要素】
					【燃料要素】
					【原子炉制御設備(制御棒)】
					【過剰反応度検査】
反応度抑制効果確認検査	項目	二 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる箇所により原子炉停止系統が設けられなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。 二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。 三 試験研究用等原子炉施設の異常又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。 四 制御棒を用いる場合においては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。 五 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	【出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第24条(一次冷却材)と同時に進行。) 【台形パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【合成パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に進行。) 【燃料要素】
					【燃料要素】
					【原子炉制御設備(制御棒)】
					【過剰反応度検査】
制御棒駆動機構	項目	三 試験研究用等原子炉施設は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	【出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第24条(一次冷却材)と同時に進行。) 【台形パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【合成パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に進行。) 【燃料要素】
					【燃料要素】
					【原子炉制御設備(制御棒)】
					【過剰反応度検査】
原子炉停止系統	項目	四 制御棒を用いる場合においては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。 五 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○ 同時確認	○ 同時確認	【出力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第24条(一次冷却材)と同時に進行。) 【台形パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【合成パルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に進行。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に進行。) 【燃料要素】
					【燃料要素】
					【原子炉制御設備(制御棒)】
					【過剰反応度検査】

条	項目	技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否		対象設備
				(●)必要、▲場合による、○△同時確認、知見考慮、一致当なし)	自施設評価	
34	原子炉制御室等		二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。	○	同時確認	<p>【定期事業者検査を行う場合の検査】(検査の名称や項目は代表的なもの)又はその他の確認等に代える場合の内容・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可審査、設計認可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・動作原理上、反応度を増加させない構造であるため、定期事業者検査は不要である。 ・設置許可審査、設計認可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・通隔点線(制御棒駆動機構作動試験)について、保安記録確認として実施する。 ・月例点検(反応度投入に要する時間)について、保安記録確認として実施する。
			三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損傷することがないものであること。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> ・制御棒駆動機構(安全棒、調整棒、調節用トランジェント棒) ・制御棒駆動機構(調節用トランジェント棒、高速トランジェント棒) ・制御棒駆動機構(調節用トランジェント棒、高速トランジェント棒)
			5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入率(試験研究用等原子炉)に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に於いて炉心短水維持バウンダリを越境せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造の損傷を起さないものでなければならぬ。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に行う。)
			6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事象発生時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低過渡状態において未臨界を維持できるものでなければならぬ。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> 【制御用インターロック回路の確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第24条(一次冷却材)と同時に行う。) 【反応度抑制効果確認検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第11条(機能の確認等)、第22条(炉心等)、第30条(計測設備)と同時に行う。) 【出力力運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能、第24条(一次冷却材)と同時に行う。) 【合形バルス運転検査】(第10条(試験研究用等原子炉施設の機能)と同時に行う。)
			第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていないなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> ・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・バルス自動運転制御系 ・燃料要素 ・制御棒 ・制御棒 ・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・出力力自動運転制御系 ・制御棒 ・制御棒駆動機構 ・バルス自動運転制御系 ・バルス自動運転制御系
			2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> ・警報回路 ・制御用インターロック回路
			3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事象発生時に、容易に避難できる構造でなければならない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> ・制御室 ・計測制御盤 I
			4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損傷又は故障時その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とまることができるように、避難設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○	同時確認	なし
			5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていないなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	○	同時確認	<ul style="list-style-type: none"> ・安全スイッチ

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、 一段当なし)		【放射性医薬設備の取替えが容易な場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイドの例 (水冷却)	実施設備		
放射線取扱設備	放射線取扱設備	第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性医薬物を廃棄する設備(放射性医薬物を保管する設備を除く。)が設けられていないなければならない。 一 周辺監視区域外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性医薬物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性医薬物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性医薬物以外の液体状の放射性医薬物を液体状の放射性医薬物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性医薬物が放射性医薬物以外の液体状の放射性医薬物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 三 放射性医薬物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。 四 気体状の放射性医薬物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性医薬物を排出することがないものであること。 五 気体状の放射性医薬物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。 六 液体状の放射性医薬物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性医薬物を排出することがないものであること。	●	○ 同時確認	【放射性医薬設備の取替えが容易な場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 【放射性医薬設備の補修工事確認検査】 ・排気筒及び燃料排気筒については、設置許可審査、竣工確認審査及び使用前事業者検査は不要である。 ・放射性医薬物以外の廃棄物を廃棄する設備がないため、定期事業者検査は不要である。 ・化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないことから、定期事業者検査は不要である。 ・竣工確認審査及び使用前事業者検査で確認する。	・原子炉建屋排気系統 ・セミホットケーブ排気系統 ・燃料排気系統 ・制御排気系統 ・燃焼排気系統 ・照射物管理排気系統 ・照射物管理排気系統 ・排気筒 ・燃料排気筒 ・液体廃棄設備
			○	同時確認	・原子炉建屋排気系統 ・セミホットケーブ排気系統 ・燃料排気系統 ・制御排気系統 ・燃焼排気系統 ・照射物管理排気系統 ・照射物管理排気系統 ・液体廃棄設備	
			○	同時確認	・原子炉建屋排気系統 ・セミホットケーブ排気系統 ・燃料排気系統 ・制御排気系統 ・燃焼排気系統 ・照射物管理排気系統 ・照射物管理排気系統 ・液体廃棄設備	
			○	同時確認	・原子炉建屋排気系統 ・セミホットケーブ排気系統 ・燃料排気系統 ・制御排気系統 ・燃焼排気系統 ・照射物管理排気系統 ・照射物管理排気系統 ・液体廃棄設備	
			○	同時確認	・原子炉建屋排気系統 ・セミホットケーブ排気系統 ・燃料排気系統 ・制御排気系統 ・燃焼排気系統 ・照射物管理排気系統 ・照射物管理排気系統 ・液体廃棄設備	
			○	同時確認	・原子炉建屋排気系統 ・セミホットケーブ排気系統 ・燃料排気系統 ・制御排気系統 ・燃焼排気系統 ・照射物管理排気系統 ・照射物管理排気系統 ・液体廃棄設備	
			●	—	・ドレンタンク、ドレンタンク水移送ポンプ、配管、弁 ・廃液タンク、廃液移送ポンプ、配管、弁 ・廃液処理室サブピット、廃液処理室サブピット、配管、弁 ・制御排気サブピット、ポンプ、配管、弁 ・燃料排気サブピット、ポンプ、配管、弁 ・プールドレンポンプ、配管、弁	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○同時確認・知見考慮、 一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備		
			ガイドの例 (水冷却)	実施設備				
35 保管薬液設備		<p>技術基準の要求事項</p> <p>七 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が飛散し難いものであること。</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが増大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されなければならない。</p> <p>一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。</p> <p>二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に通ずる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいが増大を防止するための堰が設けられていること。</p> <p>三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。</p> <p>第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによりなされるものでなければならない。</p> <p>一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。</p> <p>二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。</p> <p>三 高温熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。</p> <p>2 液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が妨がらないように設置されたものでなければならない。</p> <p>3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。</p>	●	保安記録確認	放射線物質移送配管(ドレンタンク室サンプの配管、弁)の外観について保安記録確認として実施する。 ・ドレンタンク室サンプの外観、ドレンタンク室サンプポンプの作動について保安記録確認として実施する。 ・放射線物質移送配管(サブパイル室サンプの配管、弁)の外観について保安記録確認として実施する。 ・サブパイル室サンプの外観、サブパイル室サンプポンプの作動について保安記録確認として実施する。 ・当該設備はなく、廃棄物処理施設に引渡して処理する。	・ドレンタンク室サンプ、ドレンタンク室サンプポンプ、配管、弁 ・サブパイル室サンプ、サブパイル室サンプポンプ、配管、弁 なし		
			▲	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	・ドレンタンク室 ・水処理室		
			▲	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	・ドレンタンク室 ・水処理室
			▲	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	○ 同時確認	【原子炉建家の外観検査】(ドレンタンク室)(第6条(地震による損傷の防止)、第12条(材料及び構造等)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)及び第28条(核燃料物質貯蔵設備)と同時に行う)。 【建家の外観検査】(機械排水処理室)(第6条(地震による損傷の防止)、第15条(放射性物質による汚染の防止)、第19条(溢水による損傷の防止)と同時に行う)。	・ドレンタンク室 ・水処理室
			●	保安記録確認	・廃棄物の保管容量の管理については、保安記録確認として実施する。	保安記録確認	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理機廃棄物保管場所 ・機械排水処理室廃棄物保管場所	
			●	保安記録確認	・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	保安記録確認	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理機廃棄物保管場所 ・機械排水処理室廃棄物保管場所	
			▲	—	・高温熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の使用がないため、定期事業者検査は不要である。 ・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	—	なし	
			●	保安記録確認	・適切な廃棄物容器等により汚染の拡大防止を図る。保安記録確認として実施する。	保安記録確認	・原子炉建家廃棄物保管場所 ・照射物管理機廃棄物保管場所 ・機械排水処理室廃棄物保管場所	
			▲	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	—	なし	

技術基準	項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合に、○△同時確認、知見考慮、ガイドの例一該当なし)		【負圧の確認検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又はその他の確認等にて代える場合の内容・根拠	対象設備
			ガイダンスの例 (水冷却)	自施設評価		
37	原子炉格納施設	第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていないことが認められない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。 二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減すること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合には、この限りでない。	▲	●	【負圧の確認検査】 ・原子炉建屋 ・原子炉建屋排気システム ・パージシステム ・緊急排出口 ・緊急脱出口 ・排気筒	
			設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減すること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合には、この限りでない。	▲	●	【負圧の確認検査】 ・原子炉建屋 ・原子炉建屋排気システム ・パージシステム ・緊急排出口 ・緊急脱出口 ・排気筒
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉計可達線則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。 二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。 三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。 四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。 五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	▲	○	【原子炉一時的停止検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(波位の保持等)と同時に行う。)(実験炉の確認)	・実験炉
			設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減すること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合には、この限りでない。	○	○	【原子炉一時的停止検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(波位の保持等)と同時に行う。)(実験炉の確認)
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線等を放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。	▲	○	【原子炉一時的停止検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(波位の保持等)と同時に行う。)(実験炉の確認)	・ホールドダウン機構 ・カプセル組み装置 ・照射カプセル
			設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減すること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合には、この限りでない。	○	○	【原子炉一時的停止検査】(第11条(機能の確認等)、第12条(材料及び構造等)、第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第29条(波位の保持等)と同時に行う。)(実験炉の確認)

技術基準 項目	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲身合による、 ○△同時確認・知照考慮、 ○△同時確認・知照なし) ガイドの別 (水先知)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代差的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
		自施設評価	同時確認		
40 保安電源設備	<p>第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されなければならない。</p> <p>3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する装置を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられなければならない。</p>	●	○	【非常用電源設備の作動検査】(第30条(計測制御系統施設)と同時に 行う。) 【非常用電源設備の作動検査】(第30条(計測制御系統施設)と同時に 行う。) 【非常用電源設備の作動検査】(第30条(計測制御系統施設)と同時に 行う。)	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー充電機 ・蓄電池
41 警報装置	<p>第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の総量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられなければならない。</p>	●	○	【警報回路監視確認検査】(第26条(核燃料物質貯蔵設備)、第28条(冷却設備等)、第34条(原子炉制御室等)及び第38条(実験設備等)と同時に 行う。) 【放射線エリアモニタの警報検査】(第25条(核燃料物質貯蔵設備)、第26条(冷却設備等)、第31条(放射線管理施設)と同時に 行う。) 【排気モニタの警報検査】(第30条(計測設備)、第31条(放射線管理施設)と同時に 行う。) 【ドレンタンクの漏えい検知器の作動検査】 【廃液タンクの漏えい検知器の作動検査】	<ul style="list-style-type: none"> ・警報回路 ・核計装 ・燃料温度系 ・原子炉プール水位系 ・原子炉プール水温系 ・ホールドダウン機構 ・カプセル積み装置 ・廃液タンク ・放射線エリアモニタ
42 通信連絡設備等	<p>第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられなければならない。</p> <p>2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。</p>	●	○	【ページング式インターホン装置の性能検査】(第38条(実験設備等)に係る検査と同時に 行う。) 【施設間通信連絡設備の性能検査】	<ul style="list-style-type: none"> ・(事故警報装置)* ・漏えい検知器を対象とするドレンタンクの漏えい検知器 ・(事故警報装置)* ・漏えい検知器を対象とする廃液タンクの漏えい検知器 ・ページング式インターホン装置 ・携帯局話 ・固定電話

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	安全対策設備			保持 方式	安全 重要度	小項目 (備註)	使用設備(通常の稼働期間12月間を越えない期間における定期的な点検及び検査)			更新年度	備考	担当課
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (備註)				点検頻度 (定期検査項目) ①検査項目 ②検査項目 ③検査項目 ④検査項目 (注: △は予防保全に関する事項)	系番号 系列番号	系番号 系列番号			
口 試験研究用等原子炉施設	原子炉建屋			事後	低		定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査 定期検査	(法定)			原子炉格納施設に記 載	NSRR管理課
	制御棟		クレーン	時間※	低		定期検査 定期検査	(法定)			法定クレーン点検	NSRR管理課
	燃料棟		クレーン	事後	低		定期検査 定期検査	(法定)			使用施設と共用	NSRR管理課
	燃料格納容器			事後	低		定期検査 定期検査				法定クレーン点検	NSRR管理課
	燃料物管理棟		クレーン	時間※	低		定期検査 定期検査	(法定)			定期施設と共用	NSRR管理課
	燃料物管理棟排風機室			事後	低		定期検査 定期検査	(法定)			定期施設と共用	NSRR管理課
	格納容器			時間※	低		定期検査 定期検査				法定クレーン点検	NSRR管理課
	遮り扉下			事後	低							NSRR管理課
	防護資材庫			事後	低							NSRR管理課
八 原子炉系												
(1) 試験研究用等原子炉の炉心	炉心	炉心支持構造体		時間	中		定期検査 定期検査 定期検査 定期検査			更新年度	本課炉5	NSRR管理課
(2) 燃料体	燃料体	燃料要素	燃料要素	時間	低		定期検査 定期検査 定期検査	①中期(炉中) ②中期(炉中)	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉5 本課炉5	NSRR管理課
(4) 原子炉機器		計装燃料	設置付燃料要素	時間	低		定期検査 定期検査	①中期(炉中) ②中期(炉中)	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉5 本課炉5	NSRR管理課
		原子炉プール		時間	中		定期検査 定期検査	①中期 ②中期	定期(100%/10年)(格納槽の外観) 定期(100%/10年)(格納槽の外観)	更新年度	本課炉5	NSRR管理課
二 燃料物管理用等原子炉の炉心の構造												
(1) 燃料物管理用等原子炉の炉心の構造	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	時間※	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉7	NSRR管理課
(2) 燃料物管理用等原子炉の炉心の構造及び貯蔵能力	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	時間※	低		定期検査 定期検査 定期検査	①定期 ②定期 ③定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉7	NSRR管理課
	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	時間※	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉7	NSRR管理課
	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	燃料物管理用等原子炉施設	時間※	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉7	NSRR管理課
五 原子炉系設備												
(1) 一次冷却設備	原子炉冷卻系格納施設	原子炉冷卻系格納施設	一次冷却設備	事後	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉5	NSRR管理課
	原子炉冷卻系格納施設	原子炉冷卻系格納施設	一次冷却設備	事後	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉5	NSRR管理課
	原子炉冷卻系格納施設	原子炉冷卻系格納施設	一次冷却設備	事後	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉5	NSRR管理課
	原子炉冷卻系格納施設	原子炉冷卻系格納施設	一次冷却設備	事後	低		定期検査 定期検査	①定期 ②定期	定期(100%/5年)(外観) 定期(100%/5年)(外観)	更新年度	本課炉5	NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

計画事項 記載事項	保全対象設備機器		使用記録(通常の検査期間12月間を超える期間における定期的な点検及び修繕)		中長期保守(通常の検査期間12月間を超える期間での保守)		備考	担当部署							
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	●立会検査 (法令技術基準に準ずる事項)			●点検制度 (①保安規定、②運転手引書、 ③定期検査(定期検査)における自主的な 点検)	高経費 索引番号	点検情報	更新計画	高経費 索引番号		
(2) 二次冷却設備		二次冷却設備	二次系ポンプ	事後	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課		
			配管	事後	低	—	—	(O)月別 (O)月別 (△)定事後検査(漏えい、作動) (△)定事後検査(漏えい)	—	—	—	—	—	NSRR管理課	
(4) その他の主要な事項		プールの水循環系	ポンプ	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課	
			プール水循環ポンプ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			プレフィルタ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			脱塩機	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			配管	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			弁	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			サイフォンブローカ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			脱塩機(A)(B)	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			活性炭フィルタ	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			給水タンク	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			塩酸タンク	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			苛性ソーダタンク	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
塩酸計量槽	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
苛性ソーダ計量槽	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
塩酸ポンプ	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
苛性ソーダポンプ	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
排液中和槽	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
配管	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
弁	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課			
給水供給設備		給水供給設備	給水移送ポンプ(I)(II)	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課	
			配管	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			弁	事後	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			原子炉プールオーバーフローライン	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			燃料貯蔵プールオーバーフローライン	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			プールドレンポンプ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			配管	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			弁	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			ポンプ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			ポンプ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			ポンプ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			ポンプ	時間※	低	—	—	—	—	—	—	—	—	—	NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可事項 記載事項	保安対策設備機器			使用期限(通常の検査周期12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)						中長期更新(通常の検査周期12月間を超えない期間での更新)			担当部署
	小項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 方式	保全 重要度	定期検査項目 (●)立会確認 (○)記録確認、 △点検記録(記録) (注)安全技術者(第二)に関する事項	定期検査 実施箇所 ()付きは、事業者主における自主的な 点検	更新要 求引番号	更新頻度	更新要 求引番号	更新頻度	更新要 求引番号	
	高速トランジエンタ機			時間	高	<ul style="list-style-type: none"> ◎反乱抑制的減速試験(10, 11, 22, 33) ◎減速試験(13) ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎出力変動試験(10, 33) ◎単一バルブス連動試験(10, 33) ◎全形バルブス連動試験(10, 33) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) 	定期検査 炉自換	本課炉6	更新未定	—	—	—	NSRR管理課
	原子炉制御装置(制御棒駆動装置)		制御棒駆動機構(安全棒)	時間※	中	<ul style="list-style-type: none"> ◎反乱抑制的減速試験(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎出力変動試験(10, 33) ◎単一バルブス連動試験(10, 33) ◎全形バルブス連動試験(10, 33) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) △系統切替確認(制御棒駆動機構作動試験)(34) 	定期検査 炉自換	運手引 本課炉6	更新未定	定期(100M/5 年)(分解)	本課炉6	更新未定	NSRR管理課
			制御棒駆動機構(調整棒)	時間※	中	<ul style="list-style-type: none"> ◎反乱抑制的減速試験(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎出力変動試験(10, 33) ◎単一バルブス連動試験(10, 33) ◎全形バルブス連動試験(10, 33) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) △系統切替確認(制御棒駆動機構作動試験)(33) 	定期検査 炉自換	運手引 本課炉5	更新未定	定期(100M/5 年)(分解)	本課炉6	更新未定	NSRR管理課
			制御棒駆動機構(調節用トランジエント棒)	時間※	中	<ul style="list-style-type: none"> ◎反乱抑制的減速試験(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎出力変動試験(10, 33) ◎単一バルブス連動試験(10, 33) ◎全形バルブス連動試験(10, 33) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) △系統切替確認(制御棒駆動機構作動試験、反応度投入に関する時間)(33) 	定期検査 炉自換	運手引 本課炉6	更新未定	定期(100M/3 年、100M/5 年)(分解)	本課炉6	更新未定	NSRR管理課
			制御棒駆動機構位置指示計	時間※	低	<ul style="list-style-type: none"> ◎反乱抑制的減速試験(10, 22, 33) ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎出力変動試験(10, 33) ◎単一バルブス連動試験(10, 33) ◎全形バルブス連動試験(10, 33) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) △系統切替確認(反応度投入に関する時間)(33) 	定期検査 炉自換	運手引	更新未定	定期(100M/3 年)(分解)	本課炉6	更新未定	NSRR管理課
			調整プレーカー	時間※	低	◎制御棒駆動機構の確認試験(21)	定期検査 炉自換	—	—	—	—	—	NSRR管理課
			原子炉制御装置(出力制御設備)	時間※	低	<ul style="list-style-type: none"> ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎制御棒駆動機構位置指示計確認試験(41) ◎出力変動試験(10, 33) 	定期検査 炉自換	運手引	更新未定	更新未定	—	—	NSRR管理課
			バルブ自動運転制御系	時間※	低	<ul style="list-style-type: none"> ◎制御棒駆動機構の確認試験(33) ◎制御棒駆動機構位置指示計確認試験(41) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) ◎急停止バルブス連動試験(10, 33) 	定期検査 炉自換	運手引	更新未定	更新未定	—	—	NSRR管理課
(5)その他の主要な事項			制御用インターロック回路	時間※	中	◎制御用インターロック回路の確認試験(34)	定期検査 炉自換	運手引	更新未定	更新未定	—	—	NSRR管理課
			制御棒自動挿入回路	時間※	低	◎制御棒自動挿入回路の確認試験(10, 33)	定期検査 炉自換	運手引	更新未定	更新未定	—	—	NSRR管理課
			警報回路設定確認試験(25, 26, 34, 35, 41)	時間※	中	◎警報回路設定確認試験(25, 26, 34, 35, 41)	定期検査 炉自換	運手引	更新未定	更新未定	—	—	NSRR管理課
			中性子源	事後	低								NSRR管理課
			制御室		低								NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	安全対策設備			状態良好(通常の検査期間12月間定数でない期間における定期的な点検及び検査)				中長期計画(通常の間定数を超える期間での点検)		備考	提出装置		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業年度 (●)立上保証、○点検保証、△点検保証 (注:点検保証は、事業年度における自主的な 点検)	原簿番 系引番号	点検履歴 (●)保安保証、○点検保証、△点検保証 ()付記は、事業年度における自主的な 点検	系簿番 系引番号			点検情報	更新改造
1) 放射性廃棄物の発生設備	放射性廃棄物の発生施設	放射性廃棄物の発生設備	原子炉建屋排気系統 排風機	低	時間※	△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1 特種2 特種3	特種1 特種2 特種3	特種1 特種2 特種3	使用施設と共用	工務系 課 NSRR管理課(真正の保証検査)		
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
						△点検保証(外観)(17, 35) ○原簿保証(17, 35) ●真正の保証(検査37)	特種1	特種1	特種1				
2) 液体廃棄物の発生設備	液体廃棄物の発生設備	廃液タンク	低	事故	○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1	特種1	使用施設と共用	NSRR管理課 工務系 課		
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					
					○選家の外観検査(19, 35)	特種1	特種1	特種1					

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器		共用設備(通常の検査期間12月間を超えない期間における定期的な点検及び検査)		中長期検査(通常の検査期間12月間を超える期間での検査)			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機械)	保全 重要度	保全 方式	事業検査項目 (●立入検査、○巡回点検、△点検記録照査、△異常点検記録照査) (※安全技術規程に記述する事項)	定期検査 実施番号			点検頻度 (●保安規定、○巡回点検、△異常点検、△異常点検記録照査) ()付きは、事後検査における自主的な 点検	実施番号 実施番号	更新改造	点検備考
(3)固体廃棄物の廃棄設備		固体廃棄物の廃棄設備		低	時間※	ドラムタンク蓋サブ	△巡回点検記録照査(ドラムタンク蓋サブの外観)(35)	定事後	○日常 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						ドラムタンク蓋サブポンプ	△点検後記録照査(ドラムタンク蓋サブポンプの作動)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						配管	△点検後記録照査(放射線計測器送配管の外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						弁	△点検後記録照査(サブバイル蓋サブの外観)(35)	定事後	○日常 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						サブバイル蓋サブ	△点検後記録照査(サブバイル蓋サブの外観)(35)	定事後	○日常 巡回点検				NSRR管理課
						サブバイル蓋サブポンプ	△点検後記録照査(サブバイル蓋サブポンプの作動)(35)	定事後	○月別 巡回点検				NSRR管理課
						配管	△点検後記録照査(放射線計測器送配管の外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						弁	△点検後記録照査(放射線計測器送配管の外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						制御弁サブポンプ	△点検後記録照査(外観)(19、35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						制御弁サブポンプ	△点検後記録照査(外観)(19、35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						配管	△点検後記録照査(外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						弁	△点検後記録照査(外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						燃焼炉サブポンプ	△点検後記録照査(外観)(19、35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
						燃焼炉サブポンプ	△点検後記録照査(外観)(19、35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課
配管	△点検後記録照査(外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課						
弁	△点検後記録照査(外観)(35)	定事後	△異常後点検(作動) △異常後点検				NSRR管理課						
(1)屋内管理設備	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備	放射線エリアモニタ	低	時間※	放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
手・放射線管理施設	放射線管理施設	作業環境モニタリング設備	放射線エリアモニタ	低	時間※	放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課
						放射線管理施設	△点検後記録照査(金属製容器への取付)(21) △巡回点検記録照査(作業物の保管容量の管理)(36)	定事後	△四半期 巡回点検			使用施設と共用	NSRR管理課

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	安全対策設備		共用設備(通常の検査期間12月間を越えない期間における定期的な点検及び検査)				中長期計画(通常の検査期間12月間を越える期間での実施)			備考	担当課					
	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (機材)	保全 方式	検査 要度	定期検査項目 (●立会確認、○点検確認、△点検確認、●点検確認) (法令技術基準に則する事項)	点検頻度 (◎原状確認、○点検確認、△点検確認、●点検確認) ()付きは、事後検査における自主的な 点検	要検査 系列番号	更新改造			要検査 系列番号				
(2) 風外管理設備	排気モニタリング設備		ハンドハットカメラモニタ	時間※*	低	○定時検査 (○年次)	放射線	放射線1			使用施設と共用 放射線管理課	放射線管理課2課 放射線管理課				
			放射線測定装置	事後	低	○定時検査 (○年次)	放射線	放射線2、放射線3 放射線4			使用施設と共用 放射線管理課	放射線管理課2課 放射線管理課				
			排気ガスモニタ	時間※	低	○定時検査 (○年次)	放射線	放射線2、放射線3 放射線4			更新未定		放射線管理課2課 放射線管理課			
			排気ガスモニタ	時間※	低	○定時検査 (○年次)	放射線	放射線2、放射線3 放射線4			更新未定		放射線管理課2課 放射線管理課			
	(1) 構造	原子炉格納容器		気象観測設備								放射線管理課2課 放射線管理課				
				原子炉格納容器									放射線管理課2課 放射線管理課			
				原子炉格納容器										放射線管理課2課 放射線管理課		
				原子炉格納容器										放射線管理課2課 放射線管理課		
				原子炉格納容器										放射線管理課2課 放射線管理課		
				原子炉格納容器										放射線管理課2課 放射線管理課		
(3) その他の主要な事項	原子炉格納容器		トラッキングア	時間※	低	●負圧の確認検査(37)		●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	NSRR管理課			
			バーナナルドア	時間※	低	●負圧の確認検査(37)		●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	NSRR管理課		
			配管記録用貫通口	事後	低	●負圧の確認検査(37)		●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	NSRR管理課		
			配管貫通口	事後	低	●負圧の確認検査(37)		●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	NSRR管理課		
			緊急出入口	時間※	低	●負圧の確認検査(37)		●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	●負圧の確認 △定時検査(負圧の確認)	NSRR管理課		
(2) その他の主要な事項	原子炉格納容器		放射線設備	時間※	中	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課			
			ホールダウン機構	時間※	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課		
			カプセル補給装置	時間※	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課		
			上部通風プラフ	時間※	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課		
			下部通風プラフ	時間	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課		
			鉛遮蔽体	時間	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課		
			放射線設備	時間※	中	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課	
			サブマイル室	時間※	中	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課	
			カプセル監視装置(A型) カプセル監視装置(B型)	時間※	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課	
			中圧ラジエータラジエータ 通じる風通しの確保	時間	低	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)		○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	○美観社の外観検査(11) ○原子炉燃料検査(39、41)	NSRR管理課	
(2) その他の主要な事項	原子炉格納容器		電気設備	事後	低	○定時検査(30、40)		○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	NSRR管理課			
			非常用電源設備	時間※	低	○定時検査(30、40)		○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	NSRR管理課		
			蓄電池	時間※	低	○定時検査(30、40)		○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	○定時検査(30、40)	NSRR管理課		

設備保全整理表 (NSRR原子炉施設)

許可書 記載事項	保全対象設備機器		使用経歴(運用の稼働期間12月間を越えない期間における定期的な点検及び修繕)		更新計画 12月間を越える期間での更新	担当部署	
	大項目 (設備)	中項目 (設備)	小項目 (設備)	保全 方式			保全 周期
NSRR管理課	NSRR管理課	NSRR管理課	照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			非常用照明設備	事故後点検項目 ①立金確認 ②点検確認 ③点検確認 (法令技術基準に準ずる事項)	点検頻度 (○)付きは、事故発生による自主的な 点検	更新 系引番号	NSRR管理課
			その他の技術基準要求	その他の技術基準要求	その他の技術基準要求	その他の技術基準要求	その他の技術基準要求

・保全重要度：設備機器の安全機能及び設備機器に求められる信頼性に応じて保全重要度を「高」「中」「低」に分類する。安全機能の重要度分類がクラス2の設備は、保全重要度を「中」とする。ただし、停止機能を有する設備は保全重要度を「高」とする。安全機能の重要度分類に分類のない設備は保全重要度を「低」とする。

・保全方式：設備機器は「予防保全」、保全重要度「低」の設備機器は「事後保全」を基本とするが、保全重要度「低」の設備機器であっても技術基準規則に要求がある定期作業を行う設備機器については「予防保全」とする。保全方式は「予防保全」のうち「時間基準保全(時間)」とする。また、技術基準規則に要求がある設備機器は、定期的な検査を実施することから、保全方式は「時間基準保全(時間)」とする。さらに、「時間基準保全(時間)」の設備のうち、故障等が発生したときに代替品への交換により施設の安全に影響を及ぼさない設備及び施設の安全性に影響を及ぼさない設備等が認定される設備機器については、当該設備後の交換、補修を許容するものであり、保全方式の欄には「時間※」とする。

要領書リスト (NSRR原子炉施設)

種別	種類	要領書・成書 (略称可)		保管場所		担当課	備考		
		索引番号	名称 (章・節)	要領書	成績書 (今年度、過去分)				
検査	定期事業者検査	定事検	原子炉科学研究所NSRR原子炉施設 定期事業者検査要領書	原子炉施設検査室	NSRR資料室	原子炉施設検査室			
	自主検査	炉自検	NSRR原子炉施設 定期事業者検査に係る自主検査要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
		使自検	NSRR使用施設 定期事業者検査に係る自主検査要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設	
		放自検	定期事業者検査 (原子炉施設) に係る自主検査要領書 (NSRR放射線管理施設)	安全管理棟3階	安全管理棟3階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	放射線管理第2課		
		特自検	NSRR特定施設の自主検査要領	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	工務第1課	使用施設と共通	
		点検	点検	第1編 総則	技術管理子一ム居室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
	所長制定文書	保安規定	保規2	第2編 放射線管理	技術管理子一ム居室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
			保規7	第7編 NSRRの管理	技術管理子一ム居室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
			安取手引	原子炉科学研究所放射線安全取扱手引	—	—	—	—	使用施設と共通
			運手引	NSRR本体施設運転手引	NSRR資料室	NSRR資料室、技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
使手引			NSRR本体施設使用手引	NSRR資料室	NSRR資料室、技術管理子一ム居室	NSRR管理課	使用施設		
医薬用外			医薬用外毒劇物管理マニュアル (NSRR管理課)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
特運手引			NSRR特定施設運転手引	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	工務第1課	使用施設と共通	
課長制定文書		放手引1	放射線管理手引 (施設放射線管理編)	安全管理棟3階	安全管理棟3階	NSRR L-205	放射線管理第2課	使用施設と共通	
		放手引2	放射線管理手引 (放射線測定機器管理編)	安全管理棟2階	安全管理棟2階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	線量管理課	使用施設と共通	
		炉自点	NSRR原子炉施設 自主点検要領書 (NSRR本体施設)	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課		
中長期保守	課長制定文書	本課1	NSRR非常用防護資器材管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通		
		本課2	放射性廃棄物移送配管の点検要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通		
		本課3	NSRR放射性廃棄物等の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課	使用施設と共通		
		本課炉1	NSRR巻巻飛来物の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
		本課炉2	NSRR森林の管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
		本課炉3	NSRR本体施設点検要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
		本課炉4	特定化学設備等 定期自主検査要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	技術管理子一ム居室	NSRR管理課		
	本課炉5	NSRR予備品保管管理要領	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
	課長制定文書	特課1	NSRR特定施設の自主点検要領	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	NSRR管理課	使用施設と共通	
		特課2	NSRR設備機器の月例点検要領	工務管理棟2階	工務管理棟2階	運転第4子一ム居室	NSRR管理課	使用施設と共通	
放課1		管理用計測機器の点検要領	安全管理棟3階	安全管理棟3階	燃料試験施設放射線管理室 (107号室)	放射線管理第2課	使用施設と共通		
課長制定文書	本課炉6	NSRR原子炉施設保全計画 (2019年度～2023年度) に基づく点検要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			
	本課炉7	NSRR専業所内運搬容器定期自主検査要領書	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR資料室	NSRR管理課			

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
研究炉 加速器 技術部長	原子炉 主任 技術者	工務 技術 部長	放射線 管理 部長	NSRR 管理 課長	工務第1 課長	放射線 管理第2 課長
R3/5/31	R3/5/31	R3/5/31	R3/5/31	R3/5/28	R3/5/28	R3/5/28

NSRR原子炉施設 施設管理実施計画

令和3年5月

原子力科学研究所
研究炉加速器技術部 NSRR管理課
工務技術部 工務第1課
放射線管理部 放射線管理第2課

(目的)

第1条 本計画は、NSRR原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 前項の定期事業者検査の時期については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第7編第6条（年間運転計画）に基づき作成するNSRR原子炉施設の「年間運転計画」に定める。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の使用前事業者検査を伴う修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第7編第27条（修理及び改造）に基づき「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

3 NSRR管理課長は、修理及び改造を伴わない設計及び工事の計画の認可申請に係る業務の実施に当たっては、前項と同様に必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第7編第23条（原子炉運転中の巡視）、第29条（原子炉停止中の巡視）、第29条の4（竜巻飛来物の管理）、第63条（固体廃棄物の保管）及び保安規定第2編第38条（放射線測定機器の維持点検及び巡視）並びに保安規定に基づき定める「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR特定施設運転手引」、「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第7編第24条の4（施設管理実施計画等の策定）に基づき「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定する。

2 点検及び定期事業者検査の方法及び実施頻度については、前項の「設備保全整理表」に定める。定期事業者検査の時期については、第2条の年間運転計画に定める。

3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の点検、検査等の実施及び使用

前事業者検査の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」、保安規定に基づき定める「NSRR本体施設運転手引」、「NSRR特定施設運転手引」、「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領並びにNSRR原子炉施設の「定期事業者検査計画」、「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき行う。

（第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置）

第6条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第2章第5節作業環境の管理から第7節汚染された物品の管理並びに原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」に基づき、必要な措置を講じる。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価）

第7条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事の結果について、原子力科学研究所の「調達管理要領」、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき確認及び評価する。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視の結果について確認する。

3 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第5条の点検、検査等の結果について確認する。

4 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第2項及び前項の結果について、保安規定第7編第24条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき評価を行う。

5 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項から前項の確認及び評価に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善）

第8条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条第1項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、必要な改善を行う。また、前条第2項から第4項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、保安規定第7編第24条の6（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

2 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置

要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号子 施設管理に関する記録)

第9条 NSRR管理課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するNSRR原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、研究炉加速器技術部、工務技術部及び放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき管理する。